

災害時の臨床検査技師の派遣及び
臨床検査薬等の供給に関する協定書

高知県

一般社団法人高知県臨床検査技師会

一般社団法人日本臨床検査薬卸連合会中国四国臨床検査薬卸連合会

令和7年12月23日

災害時の臨床検査技師の派遣及び臨床検査薬等の供給に関する協定書

高知県（以下「甲」という）、一般社団法人高知県臨床検査技師会（以下「乙」という）及び一般社団法人日本臨床検査薬卸連合会中国四国臨床検査薬卸連合会（以下「丙」という）は、災害時の臨床検査技師の派遣及び臨床検査薬等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、高知県内外で地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合に、甲、乙及び丙が相互に協力して実施する臨床検査技師の派遣及び臨床検査薬等の供給に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害救助法の適用となる災害における医療救護活動の実施に際し、臨床検査体制の確保を図る必要があると認めたときは、乙には臨床検査技師の派遣を要請する。

2 前項の要請に基づく臨床検査技師の活動に必要となる臨床検査薬等は、甲から丙に供給を要請する。

3 甲は乙の活動以外において、必要に応じて丙が手配可能な臨床検査薬等の供給、丙が手配するもの以外の臨床検査薬等の輸送を要請する。

4 乙は、第1項の要請を受けたときは、臨床検査技師の派遣をするものとする。

5 丙は、第2項及び第3項の要請を受けたときは、その要請事項について適切な措置をとることとする。

(支援活動の実施に伴う調整等)

第3条 甲は、県災害対策本部の下に、保健医療調整本部を設置し、的確な支援活動を行うため、臨床検査技師の派遣等について必要な調整等を行うものとする。

2 第1項の調整等の際し、甲は、必要に応じて、乙に対し、保健医療調整本部の運営への協力について要請することができるものとする。

3 前項による要請があった場合は、乙は、可能な範囲で乙又は乙の会員の役職員のうちから指定する者を保健医療調整本部の運営に協力させることとする。

(連絡担当者)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に関する連絡担当者を定めておくものとする。連絡担当者に変更があった時には、速やかに相手側に報告するものとする。

(活動)

第5条 乙が派遣する臨床検査技師は、被災医療機関、市町村が開設する避難所や医療救護所、その他甲が指定する場所において、医師の指示のもと次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 被災医療機関等での診療支援

ア 人員不足への対応

イ 病院検査室機能維持のための対応

(2) 避難所や車での生活者に対する DVT（深部静脈血栓症）検査

(3) その他、甲により依頼を受け、乙が対応可能と判断した事項

(臨床検査技師の移動手段)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、必要に応じて、臨床検査技師の移動手段について、必要な措置をとるものとする。

(臨床検査薬等)

第7条 甲が丙に要請する臨床検査薬等は次のとおりとする。

- (1) 臨床検査薬
- (2) 臨床検査に必要とされる資器材
- (3) 臨床検査に必要でその他甲が指定するもの

(臨床検査薬等の供給)

第8条 甲の要請に応じて、乙が派遣する臨床検査技師が使用する臨床検査薬等は、当該臨床検査技師が携行するものの他、甲からの要請により、丙が供給するものとする。

- 2 丙は甲から臨床検査薬等の供給要請及び輸送要請があったときは、その保有し、又は手配可能な臨床検査薬等の供給、丙が手配するもの以外の臨床検査薬等の輸送について、対応可能な範囲で優先的に応じるものとする。
- 3 引き渡し場所については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者等が臨床検査薬等を確認のうえ、受領するものとする。
- 4 甲は、丙が引渡し場所への輸送を円滑に実施できるよう、必要な措置をとるものとする。
- 5 丙は、引き渡し場所への輸送等において、事故が発生したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(平時の活動)

第9条 甲と乙又は丙は本協定に基づく支援活動が災害時等において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を行うよう努めるものとする。

(費用弁済)

第 10 条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合、又は丙が臨床検査薬等を供給した場合並びに輸送を行った場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 臨床検査技師の派遣に要する費用
- (2) 臨床検査技師が携行した臨床検査薬等を使用した場合の実費
- (3) 丙が手配し甲に供給した臨床検査薬等の実費と輸送費用
- (4) 丙が手配するもの以外の臨床検査薬等を輸送した場合の費用

2 前項に規定する費用については、災害救助法に基づく政令及び規則に準ずる。

(損害補償)

第 11 条 甲は、甲の要請に基づき乙又は丙が派遣した者が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（平成 10 年条例第 3 号）」を準用し、甲がこれを補償する。この場合、同条例中「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 71 条の規定による従事命令又は協力命令」とあるのは、「協定書第 2 条の要請」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙又は丙の活動中の事故等に対応するため、乙又は丙を対象とする損害保険に加入し、その保険料を負担する。

(他都道府県の臨床検査技師の受入れ)

第 12 条 災害の規模及び状況を踏まえて、甲が、他都道府県等から臨床検査技師を受け入れて対処することを決定した場合は、乙は臨床検査技師の受入れに係る調整を行うものとする。

(他都道府県への臨床検査技師の派遣)

第 13 条 他都道府県における災害発生時に、他都道府県等から甲に対して、臨床検査技師の派遣依頼があり、甲が必要と認めた場合は、乙は臨床検査技師の派遣に係る調整を行うものとする。

(他都道府県への臨床検査技師の派遣時の適用協定)

第 14 条 前条の臨床検査技師の派遣においては、被災県の協定を適用する。

(活動報告)

第 15 条 乙又は丙は、支援活動を実施したときは、活動終了後速やかに活動報告を甲に行うものとする。

(細目)

第 16 条 本協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 17 条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施にあたって疑義を生じた事項は、その都度甲、乙及び丙が協議のうえ定める。

(有効期間)

第 18 条 この協定書の有効期間は、本協定の締結日から 1 年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに甲、乙又は丙から書面による協定終了の申出がない場合は、本協定は 1 年間延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙が記名のうえ、各1通を保有するものとする。

令和7年12月23日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 高知県高知市丸ノ内1丁目7-45
一般社団法人高知県臨床検査技師会

会 長

丙 広島県広島市南区段原日出1丁目1番15号
一般社団法人日本臨床検査薬卸連合会
中国四国臨床検査薬卸連合会

会 長